

第4回氷見市液状化対策検討委員会 議事要旨

- I. 日時 2025年6月25日（水）10:00～12:20
- II. 場所 氷見市役所2階全員協議会室
- III. 出席者 【委員】三村委員長、安田副委員長、上田委員、兵動委員
【オブザーバー】奥山オブザーバー（欠）、川上オブザーバー
【事務局】菊地市長、小倉部長、宮下課長、瀬戸課長補佐
- IV. 配布資料 ・ 本日の次第、座席表、委員名簿
・ 第3回委員会議事録 要旨
・ 第4回委員会資料
- V. 議事次第
1. 資料説明
 2. 委員による質疑
- VI. 委員による質疑、応答（●：委員、◆：事務局）
- 第1回、第2回委員会では、地形が複雑であるため、ひとまずひとまとめにFc値とN値の関係を整理してもらった。それに対して、第3回では、砂堆、旧河道のあることが判明した。今回は今までの内容が整理され、単にFcとNの関係式より、粒径、土質でFcを分類した方がよいことがわかった。
 - 旧河道、砂堆等の分布を整理して頂いたことにより、液状化、噴砂の発生位置を説得力のある資料として説明できる。
 - 上庄川付近では、旧河道が洪水等により色々と変化し、一面に蛇行州があることが推定され、そこで噴砂が見られたと考える。また、表層が粘性土に覆われていると、旧河道に該当しても噴砂が発生しなかったと複雑な現象が確認された。
 - リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き改訂版において標高によって地下水が変化することを考慮した方がよいと示しているため、今回の整理検討は妥当である。
 - 地下水を低下させたときの地盤沈下の有無の確認方法は、国交省のガイダンスに記載されているため、ガイダンスに従い、計算すればよい。なお、金沢市で地盤沈下について、実証実験と計算結果が違っていないことを確認している。

- 液状化判定結果平面図（スライド 27）に示す赤い範囲（間島・栄町地区、北大町地区①、中央町・比美町地区）が液状化対策範囲である。今回の委員会で委員皆さまの合意を得る必要がある。なお、この対策範囲は技術的な側面から設定したもので、今後、住民の皆さまのご意見や検討結果によっては見直しの可能性がある。
- 氷見市では公費解体の戸建てが多い。そのため、まとまった更地を確保できる地域の液状化対策には、地下水位低下工法以外に地盤改良も有効である。
- また、更地になった土地に住宅を建て直す場合には個人個人で安価な地盤改良で対策を施すことが可能なので、戸建ての液状化対策の個人負担がなしになる条例のほか支援制度などがあれば、液状化対策が進むと考える。
- ◆ 液状化対策について極力個人負担にならないように、県と一緒に国に要望しているので、経緯を見ながら、個人の宅地についてもどうできるか考えていきたい。
- 本日の委員会の結論は以下のとおりである。
 - 液状化対策範囲は、間島・栄町地区、北大町地区①、中央町・比美町地区とする。
 - 液状化対策工法は、基本的に地下水位を下げる方法であるが、まとまった更地が確保できる場所については地盤改良も候補とする。
 - 今後の進め方は液状化対策全体ロードマップ（案）に準ずる。

以上